

重度の障害、介助者等への対応について

2020年10月28日

国土交通省住宅局建築指導課

①現状の課題整理と検討の方向性(案)

現状の課題整理と検討の方向性

現状の取組等

検討すべき課題

建築設計標準での対応(検討の方向性)

②重度の障害、介助者等への対応

- 建築設計標準に、トイレにおける多様な動作が可能なスペースの確保や、客席における同伴者対応を記載。

<障害者団体等からの主なご意見>

- 標準的なスペースでの対応が困難な方や介助者等の利用を想定した寸法例、設備配置例、接遇等も掲載すべき。

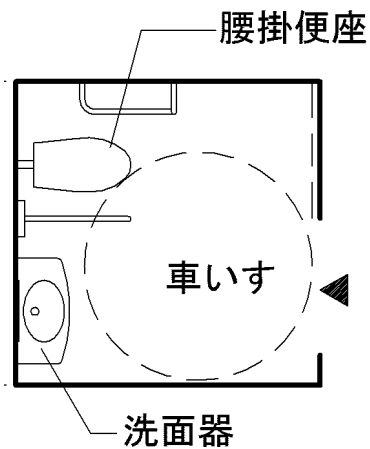
<ハード面・ソフト面+設計事例の紹介>

- 広めのスペース確保事例の追加等、要介助者へのスペースや接遇等への対応に関する考え方・留意点を充実。

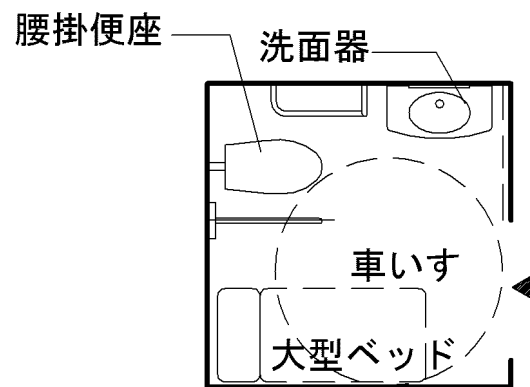
重度の障害、介助者等への対応に向けた整理・検討の進め方

- 標準的なスペースでの対応が困難な重度の障害者や介助者等の利用を想定し、設計標準の記述内容の充実、寸法や設備配置を記載した参考配置図(下図)の充実について検討。
- 備品等による情報伝達、接遇のあり方等の記載の充実について検討。
- 重度の障害、介助者等に配慮した建築物の設計等の事例調査を行う。

<参考配置図(現行の便房に係る図の一部)>



車椅子使用者用便房



大型ベッド付き便房



多機能便房

建築設計標準の改正に向けた主なヒアリング(中間報告)

	学識	高齢者、障害者団体	事業者団体	建築関係団体
全般	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者雇用の視点からも建築物のバリアフリー化を検討することが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用後の意見収集や利用頻度の増加等の比較調査が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> ●施設管理者には、建築基準を守ればよいという姿勢ではなく、利用者の利便向上に向けた取組を盛り込むという姿勢が望まれる。
便所 洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ●多機能便房内の機能の分散化を推進すべき。 ●介助を要する方へのニーズに対応すべく、男女共用部に1以上の大型ベッド付きの車椅子使用者用便房の設置を積極的に示すべき ●200cm以上×200cm以上の車椅子使用者用便房の大きさが必要な理由を、丁寧に記載してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大型ベッドを設置する場合、サイズを大きくしてほしい。 ●大型ベッドを畳み忘れた場合であっても車椅子使用者用便房への出入りが可能となるようにしてほしい。 ●車椅子使用者用便房の大きさについて、リクライニング式電動車椅子の背もたれを倒している状態で移動する方は、2m角では狭いと感じる場合がある。 ●介助者は1人の場合が多いため、大型ベッドの両側にスペースを設けることは、介助を要する方が反対側に転落する危険があるため、望ましくない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子から便座や大型ベッドに移乗する動作は、重要なポイントである。 ●車椅子使用者便房の便座や戸は、車椅子から便座に移乗しやすいよう適切な位置に配置すべき。車椅子使用者用便房の便座に対して真正面に戸を設けた場合、便座の横にスペースがないと車椅子を便座に横付けすることができないため、移乗しにくい。 ○横に折り畳む大型ベッドは、片側からしか介助できないので、介助しにくい。両側から介助できる縦に折り畳む大型ベッドの方が望ましい。 ⇒障害者団体等のご意見やベッド片側への転落事故例があるため、未反映。(p14参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ●手すりを設置した小便器や洗面器は、便所出入口の近くに設置することが原則である。 ●車椅子使用者用便房以外の機能分散の配置先は、現場の状況等に合わせて選択できるように設計の自由度がある表現が良い。 ●大型ベッドの両側にスペースを設けることは、転落事故例があるため、見直しを要望。 ●リクライニング式の電動車椅子や介助スペース、便座への移乗動作等を考慮すると、直径150cm以上の円が内接できるスペースより更に広いスペースが必要。 ●ライニング下部の足元スペースが空いている場合もあり、それを内法寸法に含める／含めないなどの判断も必要。
弱視への対応		<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の年齢等に応じた適当な照度の確保が必要である。 ●弱視への対応について、建築設計標準の記述が不足している。 		

建築設計標準の改正に向けた主なヒアリング(中間報告)

	学識	高齢者、障害者団体	事業者団体	建築関係団体
非常時への対応		●非常時における重度の聴覚障害者等にも配慮したものとなるよう、設備を充実すべきである。		
案内表示		●全日本ろうあ連盟の手話マークを建築設計標準で紹介してほしい。		
情報提供				<ul style="list-style-type: none"> ●訪日外国人の障害者に対して、Webやパンフレット等により、施設のバリアフリー情報を提供して頂きたい。 ●障害特性に応じた情報の選択が可能となるよう、適切な情報提供をして欲しい。

- ②改正内容について(たたき台)**
— 前回検討会資料の修正 —
- 「便所・洗面所」に係る内容

便所・洗面所に係る改正（たたき台）（1）

- 【主な改正事項】①「多機能便房内の機能の分散化」に関する手法を明確にしつつ、設置すべき「個別機能を備えた便房」について明確化
 ②男女共用エリア、男女の便所エリアに設けるべき「個別機能を備えた便房」をそれぞれ図示

現行

●本体:P2-73・74抄

【設計の考え方】

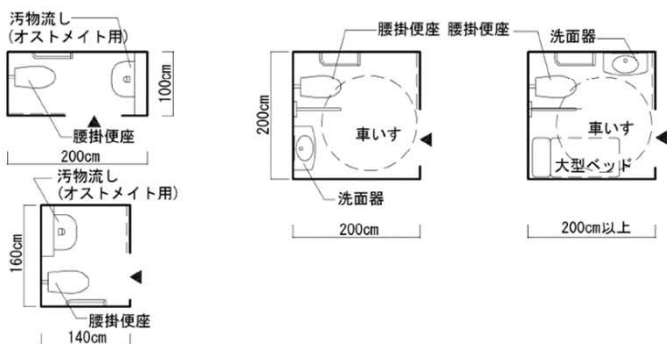
- 「多機能便房」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。
- このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。

このため、便所・便房の整備においては高齢者、障害者、介助者、乳幼児連れ利用者等の個別のニーズに対応した「個別機能を備えた便房 ※1」を設けることを基本的な考え方とする。

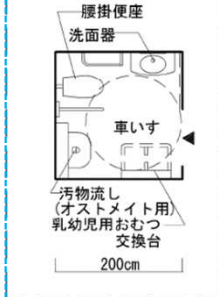
【モデル例】

●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

- オストメイト用設備を有する便房
- 車いす使用者用便房
- 大型ベッド付き便房



○多機能便房



- ※1：「個別機能を備えた便房」とは、以下の4つ
- ・車椅子使用者便房
 - ・オストメイト用設備を有する便房
 - ・大型ベッド付き便房
 - ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房

※上記青枠破線部分を改正

改正

【設計の考え方】

- 「多機能便房」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。
- このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。

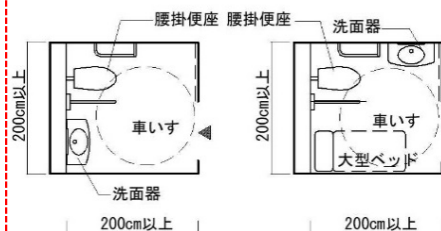
このため、便所・便房の整備においては、車椅子使用者用便房や大型ベッド付き便房を男女共用エリアに設けることに加え、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房等の個別のニーズに対応した便房エリアを男女それぞれの便所に設ける等、「個別機能を備えた便房」を適切に設けることを基本的な考え方とする。

【モデル例】

●個別機能を備えた便房の寸法例

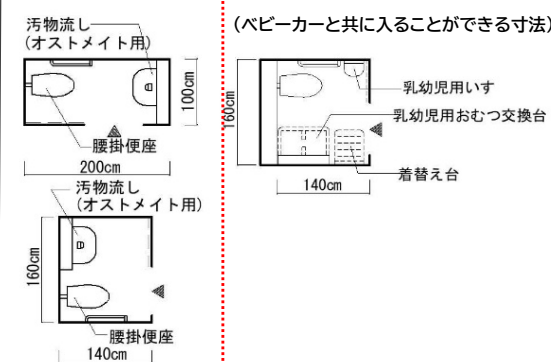
<男女共用エリア>

- 車椅子使用者便房
- 大型ベッド付き便房



<男女それぞれの便所エリア>

- オストメイト用設備を有する便房
- 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房



本体P2-89右下の再掲

便所・洗面所に係る改正（たたき台）（1）

【主な改正事項】①「多機能便房内の機能の分散化」に関する手法を明確にしつつ、設置すべき「個別機能を備えた便房」について明確化

②分散配置を考慮した「個別機能を備えた便房」をそれぞれ図示

緑字:前回からの修正点

【前回からの修正点】

<修正前>

【座長からの主なご意見】

- ・介助を要する方へのニーズに対応すべく、男女共用部に1以上の大型ベッド付きの車椅子使用者用便房の設置を積極的に示すべき。

【建築関係団体からの主なご意見】

- ・車椅子使用者用便房以外の機能分散の配置先は、現場の状況等に合わせた選択できるように設計の自由度がある表現が良い。
- ・現行の2.5mx1mの乳幼児連れに配慮した便房も入れてほしい。

<修正のポイント>

- ・「大型ベッド付き便房」を「車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)」に名称変更し、車椅子使用者用便房の中の位置づけとする。
- ・車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)を男女が共用できる位置に1以上設けることを明確にして、これ以外の個別機能を備えた便房は、施設の用途や利用状況を踏まえ、分散配置するよう設計上の工夫を強調した考え方に修正。

現行

【大型ベッド付き便房の設計標準:設置数、配置】

- ・車いす使用者用便房や多機能便房を設ける場合には、そのうち1以上を大型ベッド付き便房とする。
- ・施設用途や規模等を考慮した上で、異性介助に配慮し、1以上の大型ベッド付き便房は、男女が共用できる位置に設ける。

改正

【設計の考え方】

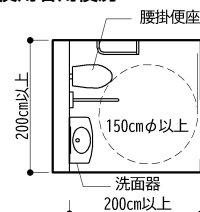
- ・「多機能便房」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。
- ・このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。

①このため、便所・便房の整備においては施設用途や利用者のニーズを踏まえ、車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)を男女が共用できる位置に1以上設けることに加え、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房等の個別のニーズに対応した便房を男女それぞれの便所又は男女が共用できる位置に分散配置する工夫等、「個別機能を備えた便房」を適切に設けて機能分散することを基本的な考え方とする。

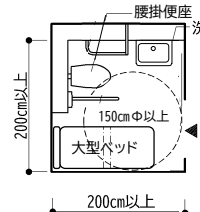
【モデル例】

●分散配置を考慮した個別機能を備えた便房

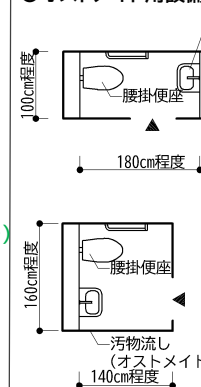
○車椅子使用者用便房



○車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)



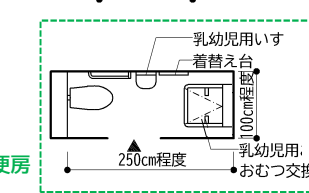
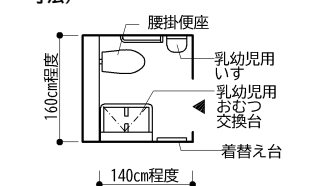
○オストメイト用設備を有する便房



これ以外に車椅子使用者用簡易型便房もある。(設計標準は図示)

○乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房

(ベビーカーと共に入ることができる寸法)



【車椅子使用者用便房の設計標準:設置数、配置】

- ①排泄介助が必要な障害者(児)の脱衣・おむつ交換等に配慮し、1以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。

便所・洗面所に係る改正（たたき台）（2）

【主な改正事項】①車椅子使用者用便所の標準内法寸法「200cm」「200cm程度」を「200cm以上」に変更

（標準的な車椅子使用者用便所スペースでは、リクライニング式の電動車椅子利用者や介助者等の利用が、困難な場合があるため）

②ライニング（設備機器背後の配管スペース）がある車椅子使用者用便所の場合、ライニングは内法寸法に含めないことを明確化

下線は法令上の適合義務基準

現行

【設計標準：出入口の有効幅員、空間の確保等】

●本体：P2-73・78抄

・車椅子使用者用便所には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。

- ・各設備を使用でき、車椅子利用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。
- ・便器の正面及び側面に、移乗のためのスペースを設ける。

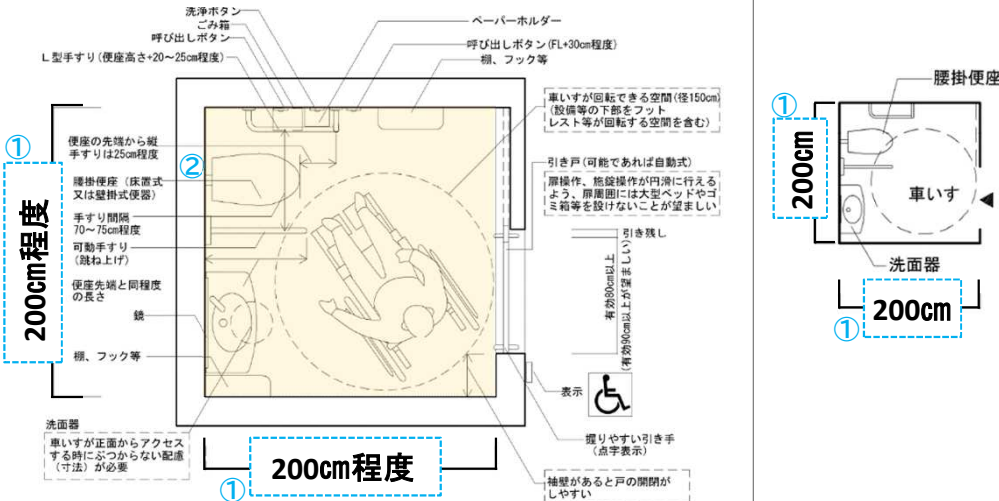
① 便所の標準内法寸法は200cm×200cm程度とする。設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること留意する

・介助者の同伴等、多様な動作が可能なスペースを確保する。

【モデル例】

●本体：P2-87・88抄

●車椅子使用者用便所



※上記青枠破線部分を改正

改正

【設計標準：出入口の有効幅員、空間の確保等】

・車椅子使用者用便所には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。

- ・各設備を使用でき、車椅子利用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。
- ・便器の正面及び側面に、移乗のためのスペースを設ける。

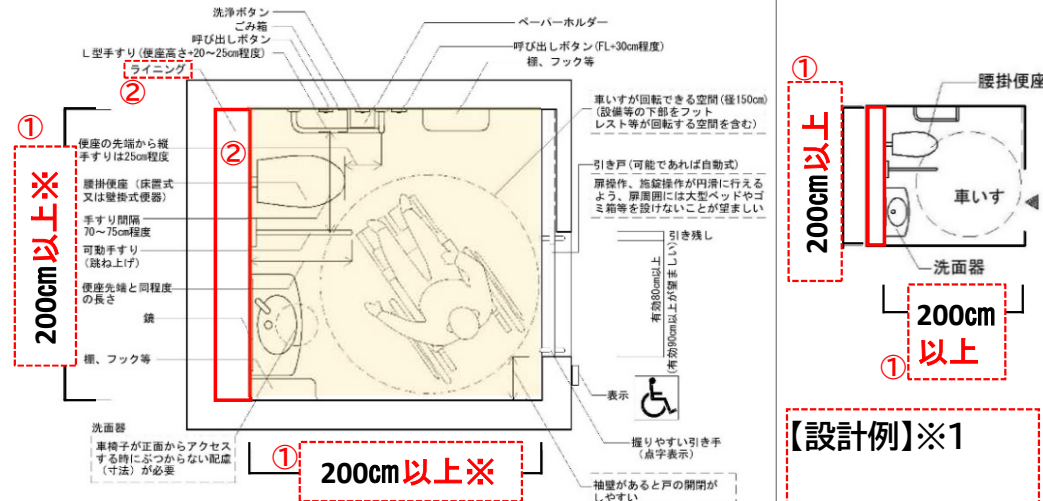
① 便所の標準内法寸法は200cm以上×200cm以上とする。設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること留意する。

② ライニング（設備機器背後の配管スペース）がある便所の場合、ライニングは内法寸法に含めない。

・介助者の同伴等、多様な動作が可能なスペースを確保する。

【モデル例】

●車椅子使用者用便所



※ライニング（設備機器背後の配管スペース）がある便所の場合、ライニングは内法寸法に含めない。

【設計例】※1

便所・洗面所に係る改正（たたき台）（2）

【主な改正事項】①車椅子使用者用便房の標準内法寸法「200cm」「200cm程度」を「200cm以上」に変更

- ②ライニング(洗面器等の背後の配管収納等)がある車椅子使用者用便房の場合、ライニングは内法寸法に含めないことを明確化
 (2m角の標準的な車椅子使用者用便房では、リクライニング式の電動車椅子使用者や介助者等の利用が、困難な場合があるため)
 (直径150cm以上の内接円を設け、かつ標準内法寸法200cm以上×200cm以上の車椅子利用者用便房の大きさを基本とする)

【前回からの修正点】

<修正前>

【委員からの主なご意見】

- ・200cm以上×200cm以上の車椅子使用者用便房の大きさが必要な理由を、丁寧に記載してはどうか。
- ・リクライニング式の電動車椅子や介助スペース、便座への移乗動作等を考慮すると、直径150cm以上の円が内接できるスペースより更に広いスペースが必要。
- ・ライニング下部の足元スペースが空いている場合もあり、それを内法寸法に含める／含めないなどの判断も必要。

<修正のポイント>

- ・標準内法寸法:200cm以上×200cm以上の確保の理由として、リクライニング式等の電動車椅子使用者や介助者の同伴が必要な場合の多様な動作等を考慮することを追記。
- ・標準内法寸法には含めないライニング等について解説を追記。

下線は法令上の適合義務基準 緑字:前回からの修正点

改正

【設計標準:出入口の有効幅員、空間の確保等】

- ・車椅子使用者用便房には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。
 - ・各設備を使用でき、車椅子利用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。
 - ・便器の正面及び側面に車椅子使用者が車椅子を近づけて、便器に移乗のためのスペースを設ける。

①②

- ・車椅子使用者用便房の広さは、大型ベッドの大きさ・設置位置及びリクライニング式等の電動車椅子使用者(P28参照)や介助者の同伴が必要な場合の多様な動作等を考慮し、標準内法寸法は200cm以上×200cm以上を基本とする。(ライニング等(洗面器等の背後にある配管収納等)は標準内法寸法に含めないものとする。*)
- ・便房内の設備等の形状、配置によって、必要な広さ・内法寸法は変わること

*標準内法寸法に含めることができないもの:

洗面器やオストメイト設備等のライニング部(下部の足元スペースが空いている場合も含む。)

便所・洗面所に係る改正（たたき台）（2）

【主な改正事項】①車椅子使用者用便所の標準内法寸法「200cm」「200cm程度」を「200cm以上」に変更

②ライニング等(便器等の背後の設備機器)がある車椅子使用者用便房の場合、**原則**ライニング等は内法寸法に含めないことを明確化
(2m角の標準的な車椅子使用者用便房では、リクライニング式の電動車椅子利用者や介助者等の利用が、困難な場合があるため)
(直径150cm以上の内接円を設け、かつ標準内法寸法200cm以上×200cm以上の車椅子利用者用便房の大きさを基本とする)

【前回からの修正点】

<修正のポイント[事務局内のチェック]>

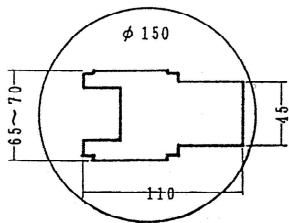
- ・車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)の設計例を追加した。(水戸市庁舎)

<参考> p2-252参照

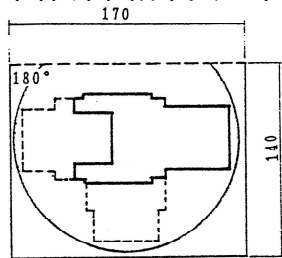
(3)車椅子使用者の基本動作寸法

①手動車椅子の最小動作空間

■最小の回転円

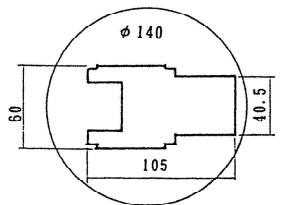


■180°回転(車軸中央を中心)

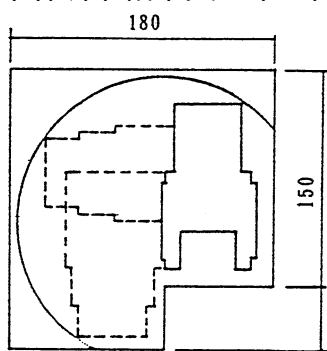


①電動車椅子の最小動作空間

■360°回転(車軸中央を中心)



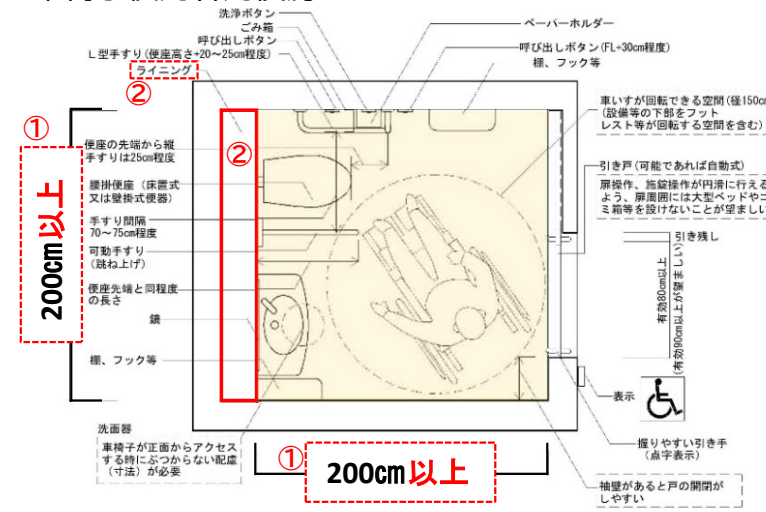
■180°回転(車軸中央を中心)



改正

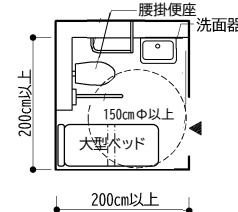
【モデル例】

●車椅子使用者用便房

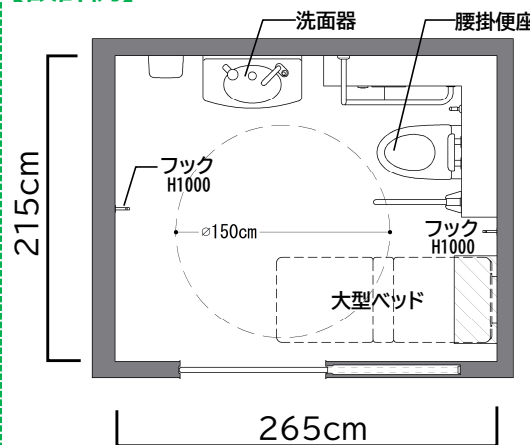


緑字:前回からの修正点

○車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)



【設計例】

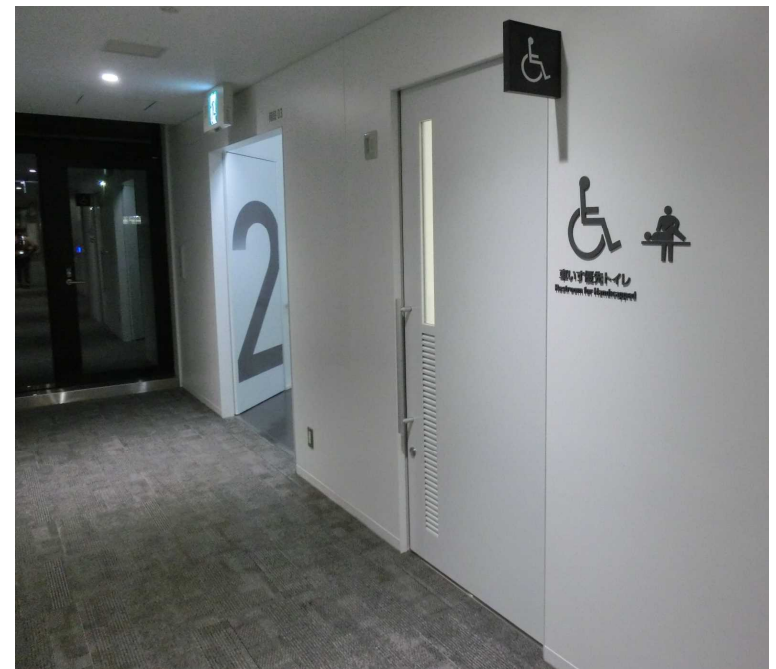


車椅子使用者便房(大型ベッド付き)

出典:ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本建築学会設計計画/パンフレット26/昭和59年/発行:彰国社



車椅子利用者便房(大型ベッド付き)



車椅子利用者便房(大型ベッド付き)出入口

便所・洗面所に係る改正（たたき台）（3）

- 【主な改正事項】
- ①大型ベッド付き便房に設置する大型ベッドの両側に十分なスペースを確保することが望ましい旨を追加
 - ②大型ベッドの折り畳みや人の出入りの動作に配慮した大型ベッドの構造・位置についての記述と設計例を追加

現行

●本体:P2-80抄

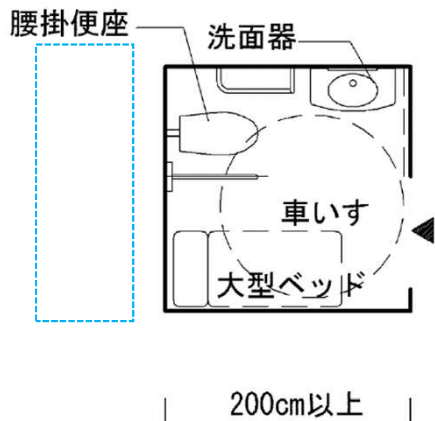
【空間の確保等】

・車椅子の動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する。

- ① (記載なし)
- ② (記載なし)

【モデル例】

●大型ベッド付き便房 ※1



【設計例】



※上記青枠破線部分を改正

改正

【空間の確保等】

・車椅子の動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する。

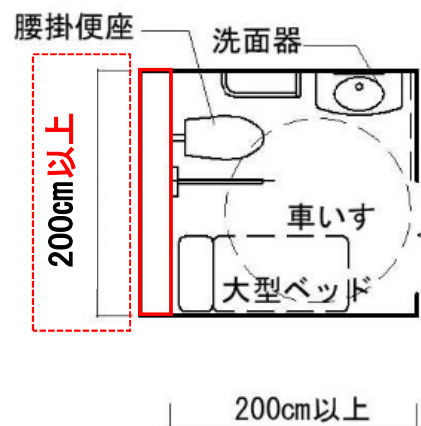
- ① ・車椅子の動きや介助者の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースを確保することが望ましい。
- ② ・折り畳み式大型ベッド等を設置する場合、車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。また、折り畳み式大型ベッド等を倒して使用している状態でも人の出入りできるよう、大型ベッドと出入口の位置関係に配慮することが望ましい。

<留意点:大型ベッドの折り畳み忘れ>

・折り畳み式大型ベッド等を使用した後、利用者は折り畳み忘れなく、元に戻して退出することで、次に大型ベッド付き便房を使用する利用者が円滑に入室できることとなる。

【モデル例】

●大型ベッド付き便房



【設計例】※2



※1:大型ベッド付き便房について

・大型ベッド付き便房は車椅子使用者用便房に、介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用される大型ベッドを付加したものである。

※2:今後、大型ベッド付便房の事例調査を行い、設計例(平面図)を掲載予定

便所・洗面所に係る改正（たたき台）（3）

- 【主な改正事項】①大型ベッドの使用時において介助者は1人の場合が多いため、介助を要する方の転落防止に配慮し、安全を確保する旨を追記
 ②大型ベッドの折り畳みや人の出入りの動作に配慮した大型ベッドの構造・位置についての記述と設計例を追加

【前回からの修正点】

<修正前>

【委員からの主なご意見】

- ・大型ベッドからの転落事故例があるため、見直しを要望。
- ・介助者は1人の場合が多いため、大型ベッドの両側にスペースを設けることは、介助を要する方が反対側に転落する危険があるため、望ましくない。
 （※重度の障害者（児）団体の介助される当事者からも同意見であり、常に転落しないよう身体を押さえながら、細心の注意を払って、介助作業を行っているとのこと）

<修正のポイント>

①の改正事項を変更

- ・大型ベッドからの転落事故や介助される当事者の意見を踏まえ、前回の「ベッドの両側に十分なスペースを確保することが望ましい。」を削除。
- ・その代わりに、大型ベッドの設置は、介助者の作業のしやすさやベッドでの介助を要する方の転落防止、安全性の確保等を考慮する旨を追記。
- ・設計例の差替え

改正

緑字：前回からの修正点

【空間の確保等】

・車椅子の動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する。

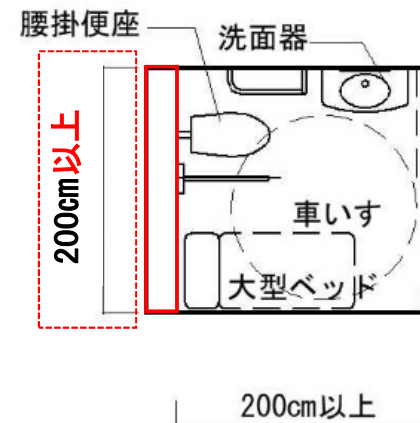
- ① 大型ベッドの設置は、介助者の作業のしやすさや大型ベッドでの介助を要する方の片側への転落防止、安全性の確保等を考慮したものとする。
- ② 折畳み式大型ベッドを設置する場合には、車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。また、折畳み式大型ベッド又は据え置き大型ベッド等を使用している状態でも人の出入りできるよう、大型ベッドと出入口の位置関係に配慮することが望ましい。

<留意点：大型ベッドの折り畳み忘れ>

・折畳み式大型ベッドを使用した後、利用者は折り畳み忘れなく、元に戻して退出することで、次に車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）を使用する利用者が円滑に入室できることができる。

【モデル例】

●車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）



【設計例】※2

ベッド折り畳み時



ベッド使用時



便所・洗面所に係る改正（たたき台）（4）

【主な改正事項】①大型ベッド付き便房内の大型ベッドの寸法を「150～180cm程度」×「60～80cm程度」に見直し

（介助者等からの大型ベッド付き便房のベッドの大型化を求めるニーズに対応するため）

②介助スペースの確保により両側から介助可能な「縦型折畳み式」が、モデル例の1つ目となるよう、図のレイアウトを変更

現行

●本体:P2-80抄

<留意点>大型ベッドの寸法

- ・大型ベッドに関し、大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法の検討に際しては、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

①（記載なし）

【モデル例】

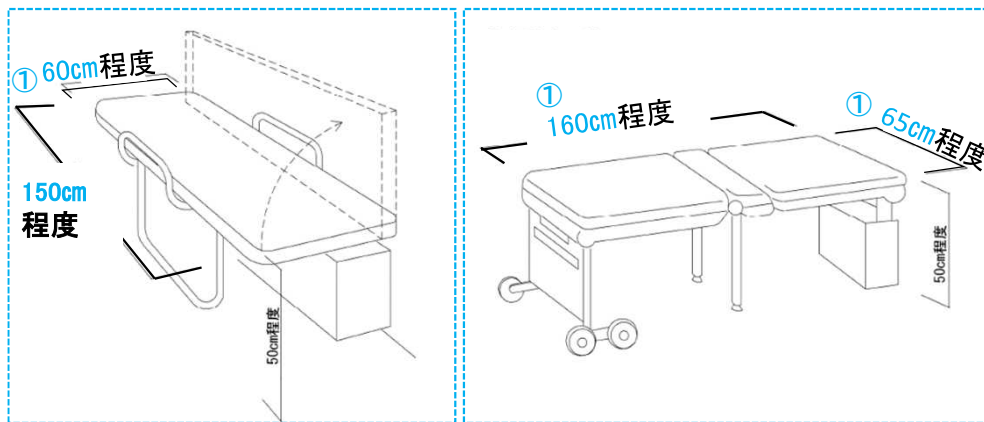
●本体:P2-89

●大型ベッド1

（幼児～大人まで:折畳み収納型）

●大型ベッド2

（幼児～大人まで:折畳み収納型）



改正

<留意点>大型ベッドの寸法

- ・大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法は、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

①・便房の内法寸法は、大型ベッドの大きさ、ベッド使用時の介助スペースの確保を踏まえて、決めること。

【モデル例】

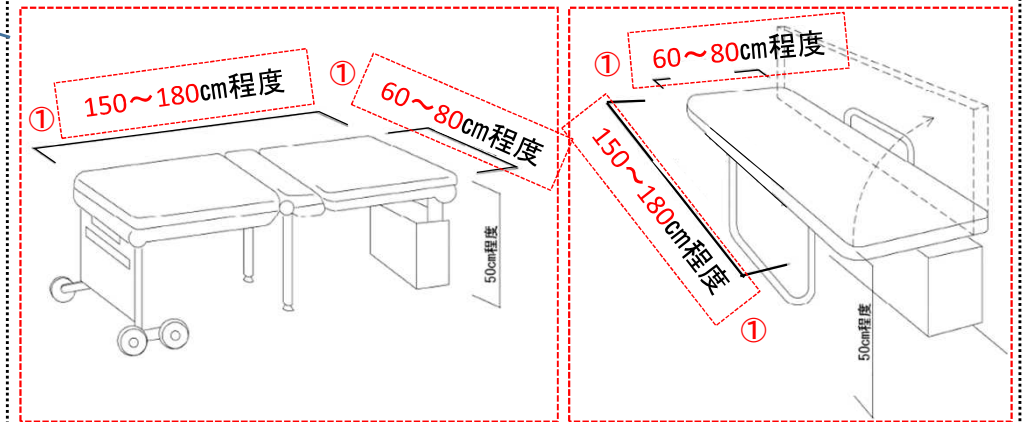
●大型ベッド1

（幼児～大人まで:縦型折畳み式）

※介助スペースの確保により、両側から介助可能

●大型ベッド2

（幼児～大人まで:横型折畳み式）



※上記青枠破線部分を改正

便所・洗面所に係る改正（たたき台）（4）

【主な改正事項】①車椅子使用者用便房内に設置する大型ベッドの寸法を「150～180cm程度」×「60～80cm程度」に見直し
（介助者等からの大型ベッド付き便房のベッドの大型化を求めるニーズに対応するため）

②削除

【前回からの修正点】

<修正のポイント[事務局内のチェック]>

- ・前回提示の主な改正事項：②介助スペースの確保により両側から介助可能な「縦型折畳み式」が、モデル例の1つ目となるよう、図のレイアウトを変更を削除(理由は、P14参照)
- ・前回提示案②は、P14:ベッドでの両側からの介助についての提案取り止めに伴い、削除し、レイアウトはそのままとする。

改正

緑字:前回からの修正点

<留意点> 大型ベッドの寸法

・大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法は、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

・削除

①

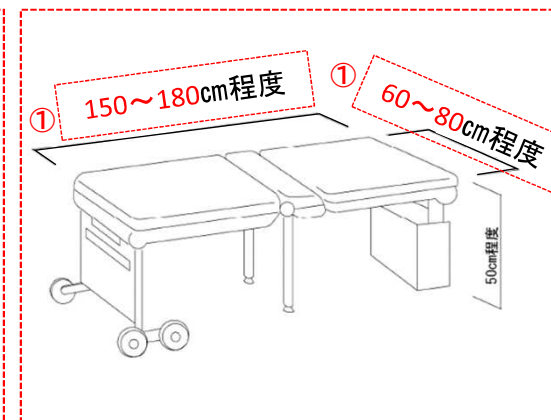
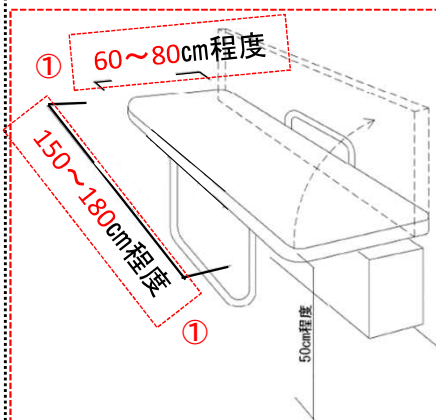
【モデル例】

●大型ベッド1

（幼児～大人まで：**横型折畳み式**）

●大型ベッド2

（幼児～大人まで：**縦型折畳み式**）



便所・洗面所に係る改正（たたき台）（5）

【主な改正事項】 歩行困難な高齢者や杖使用者等の利用を想定した手すり付き小便器・洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設けることについて記述を追加

修正前

現行

●本体:P2-84・85

●本体:P2-92

【小便器】
 ・床置き又は壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)等は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

【モデル例】

（記載なし）

【洗面器】
 ・1以上の洗面器には手すり等を設け、寄りかけられる等の配慮を行う。

（記載なし）

改正

【小便器】
 ・床置き又は壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)等は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

【モデル例】

・1以上の小便器には、手すりを設け、寄りかけられる等の配慮を行う。

・手すり付きの小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

【洗面器】
 ・1以上の洗面器には手すり等を設け、寄りかけられる等の配慮を行う。

・手すり付きの洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

【主な改正事項】 非常時における聴覚障害者等に配慮し、便所の便房に光警報装置(フラッシュライト)を設けた設計例を追加

修正なし

現行

●本体:P2-85

【便所・洗面所における非常警報】
 ・便房内でも聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。

【設計例】

（記載なし）

改正

【便所・洗面所における非常警報】
 ・便房内でも聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。

【設計例】

●便房内の上部にフラッシュライトを設ける例

※上記青枠破線部分を改正

便所・洗面所に係る改正（たたき台）（5）

【主な改正事項】 歩行困難な高齢者や杖使用者等の利用を想定した手すり付き小便器・洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設けることについて記述を追加

【前回からの修正点】

<修正のポイント[事務局内のチェック]>

- ・文章表現の見直し
- 手すり付きの小便器と1以上の床置き又は受け口の高さが35cm以下の壁掛式の小便器の両方を便所の出入口から最も近い位置に設ける必要があるため、合わせた表現に修正

緑字:前回からの修正点

改正

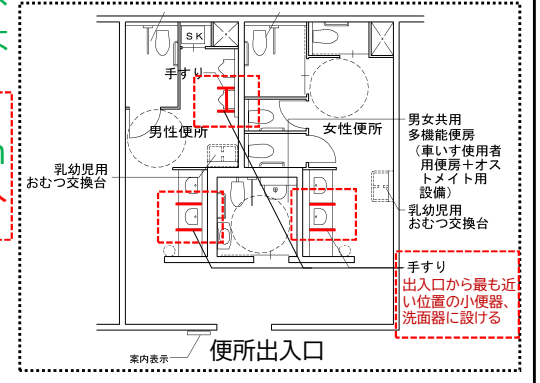
【小便器】

- ・1以上の床置き又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）には、杖使用者等の肢体不自由等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。
- ・手すりを設け、かつ床置き又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

【洗面器】

- ・1以上の洗面器には、杖使用者等の肢体不自由等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。
- ・手すりを設けた洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

【モデル例】



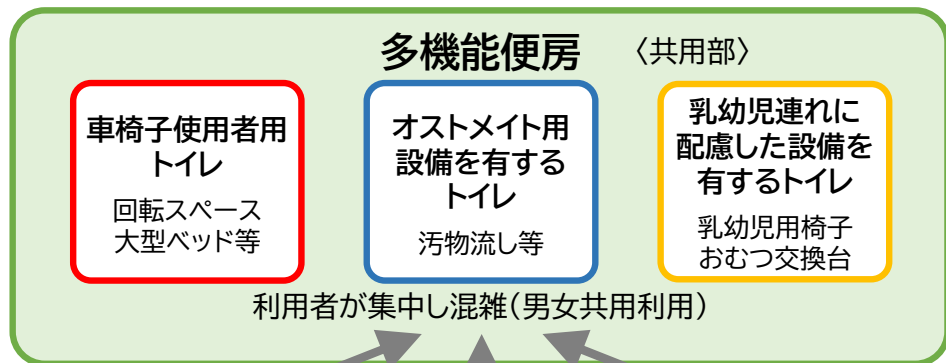
③改正内容について(たたき台) —新規追加—

- 「便所・洗面所」に係る内容
- その他に係る内容

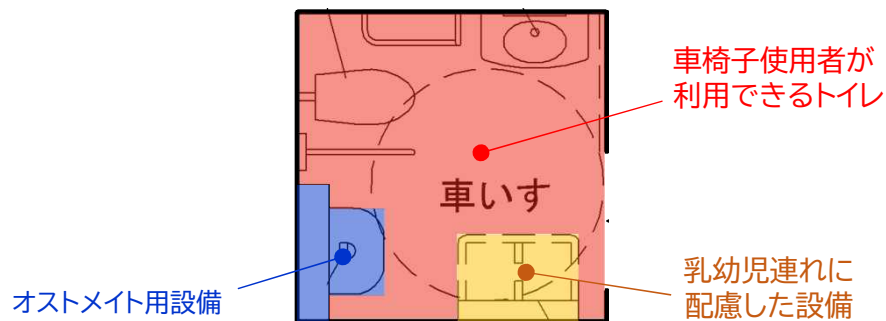
<機能分散について> 多機能便房の機能を他の便所に分散配置して利用者の集中を緩和

機能が集中した多機能便房

- 各機能を求める利用者が、1つのトイレに集中し混雑

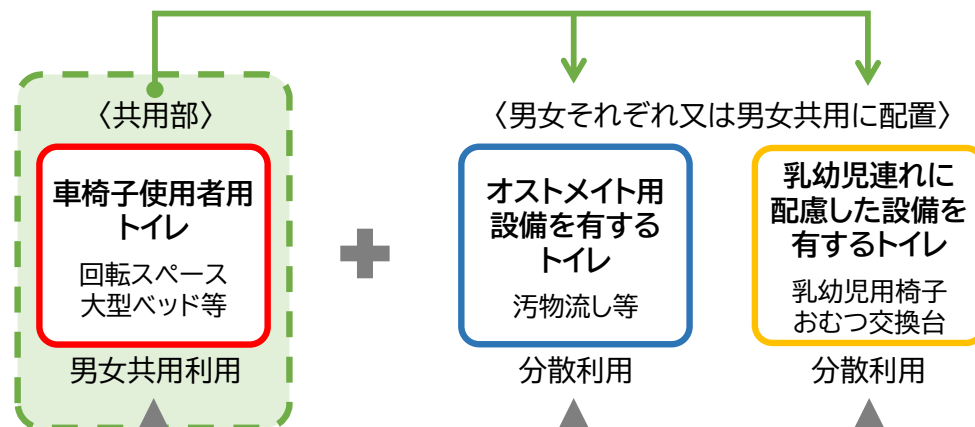


< 多機能便房の設計例 >



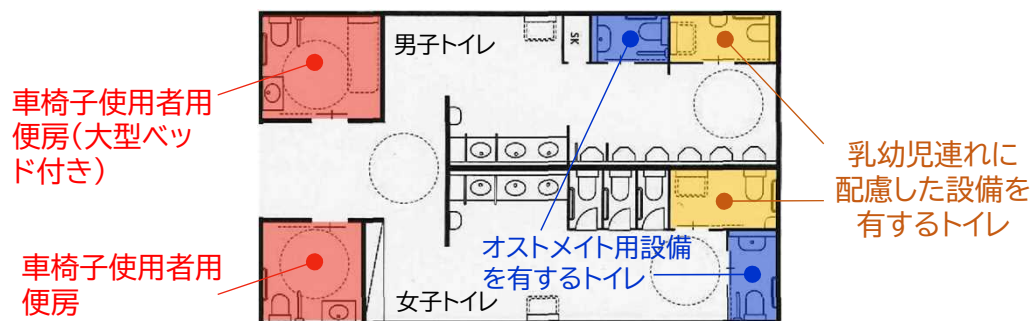
個別機能の分散配置を促進

- 多機能便房への利用者の集中を避けるため、施設の用途や利用状況を勘案し、障害者等に必要な各設備を個別機能トイレへ分散配置



※分散配置の考え方は、総合政策局主催の「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究」と今後調整

< 個別機能を分散配置した設計例 >



- 小規模施設や、面積・構造の制約が多い改修の場合には、利用者ニーズ等を考慮した上で、「多機能トイレ」と「簡易型機能トイレ」の組み合わせにより、可能な限り機能分散を図る

便所・洗面所に係る改正（たたき台）（6）

【主な改正事項】①多機能便房についての定義を明確に再整理する。

②「多機能便房」という名称は、設計者・建築主等に便房内に導入する機能について十分に検討して頂くために、「車椅子使用者用便房にオストメイト用設備等を付加した便房(多機能便房)」と変更

現行

●本体:P2-73・81抄

【設計の考え方】^{①②}

・「**車椅子使用者用便房**」にオストメイト用設備や**大型ベッド**、乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等を付加した「**多機能便房**」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。

【2.7.2 多機能便房の設計標準】

多機能便房は車椅子使用者用便房に、他の機能を付加するものである。

・設置する設備・機能については、(3)オストメイト用設備を有する便房、(4)**大型ベッド付き便房**、(5)乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を参照。

改正

【設計の考え方(抜粋)】^{①②}

・「**車椅子使用者用便房(大型ベッド付きを含む)**」にオストメイト用設備、乳幼児用おむつ交換台等を付加した「**多機能便房**」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。

「**個別機能を備えた便房**」等の概要は以下の通りである。(下表は一部抜粋)

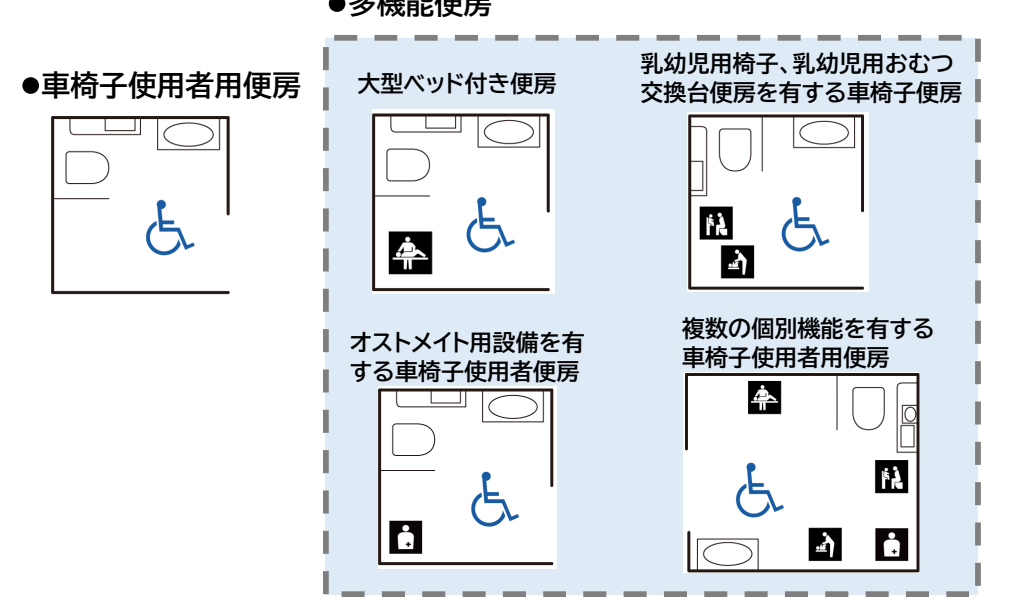
車椅子使用者用便房にオストメイト用設備等を付加した便房(多機能便房)	・車椅子使用者用便房(大型ベッド付きを含む)内に、他の機能(オストメイト用設備又は乳幼児連れ利用者に配慮した設備)を付加した便房
------------------------------------	--

【2.7.2 車椅子使用者用便房にオストメイト用設備等を付加した便房(多機能便房)の設計標準】

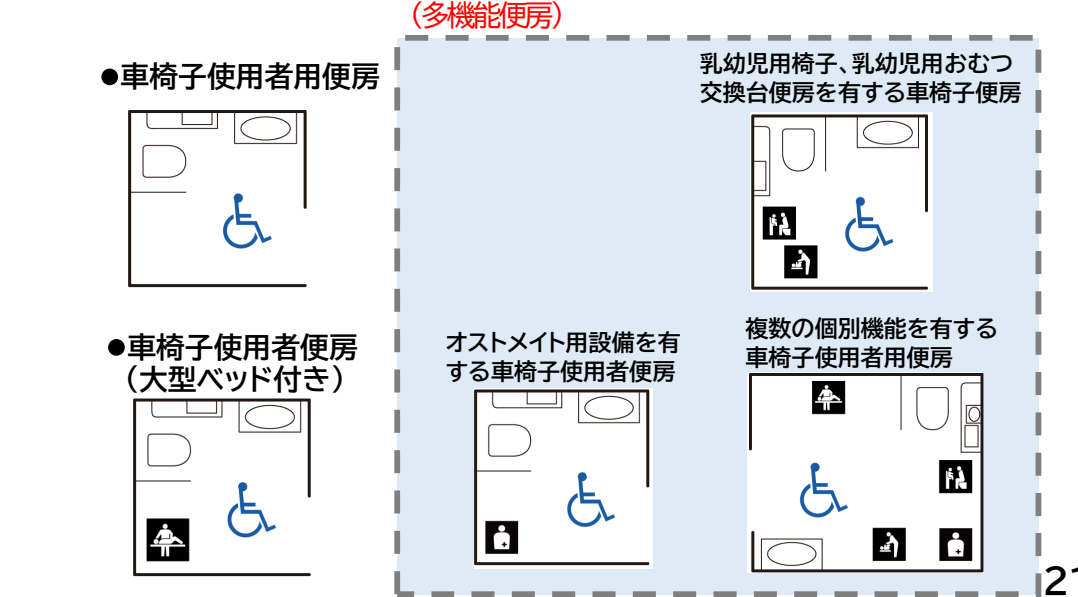
当該便房は車椅子使用者用便房に、他の機能を付加するものである。

・設置する設備・機能については、(3)オストメイト用設備を有する便房、(5)乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を参照。

<解説> ※:今回の改正・見直し部分



<解説> ●車椅子使用者用便房にオストメイト用設備等を付加した便房(多機能便房)



便所・洗面所に係る改正（たたき台）（7）

【主な改正事項】①大型ベッド付きの車椅子使用者用便房の必要性について設計の考え方に追加
②地方公共団体が制定するバリアフリー法第14条第3項に基づく条例により、「便所のバリアフリー化」のより一層の取り組みがなされることが望ましい旨を留意点に追加

現行

●本体:P2-73抄

【設計の考え方】

- ・便所・便房の設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の検討を行うことが重要である。
- ・まず、バリアフリー法に義務付けられた「車いす使用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」を設ける。
- ・さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。

①
(記載なし)

②
(記載なし)



改正

【設計の考え方】

- ・便所・便房の**計画**・設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の検討を行うことが重要である。
- ・バリアフリー法**及び委任条例**の義務付け対象となる**特別特定建築物に設ける**便所には、「車椅子使用者用便房」及び「オストメイト用設備を有する便房」を1以上設ける**こととしている**。
- ・さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。^①

①
・「車椅子使用者用便房」の計画・設計においては近年、介助を要する**肢体不自由児・肢体不自由者等の社会参加や外出等の機会を促進するため、ベッド上での着脱衣やおむつ交換・排泄(自己導尿等)等のための大型ベッドの設置や、介助者の動作等の実態に即した便所・便房が求められていることに留意する必要がある。**

②
<留意点:高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、便房の整備の促進>
・地方公共団体においては、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例(地方条例)により、特定施設である便所の構造及び配置に関する基準を付加し、施設用途や利用者のニーズに応じて、「便所のバリアフリー化」のより一層の取り組みがなされることが望ましい。(例:車椅子使用者便房に大型ベッドの設置、小便器に手すりの設置等の追加等)

便所・洗面所に係る改正（たたき台）（9）

【主な改正事項】① 車椅子使用者用便所の腰掛便座の座面の高さ「40～45cm程度」を、「42～45cm程度」に変更
（座面が低いと腰掛便座から車椅子への移乗が困難な場合があるため）

現行

【設計標準：車椅子使用者用便所の便器】

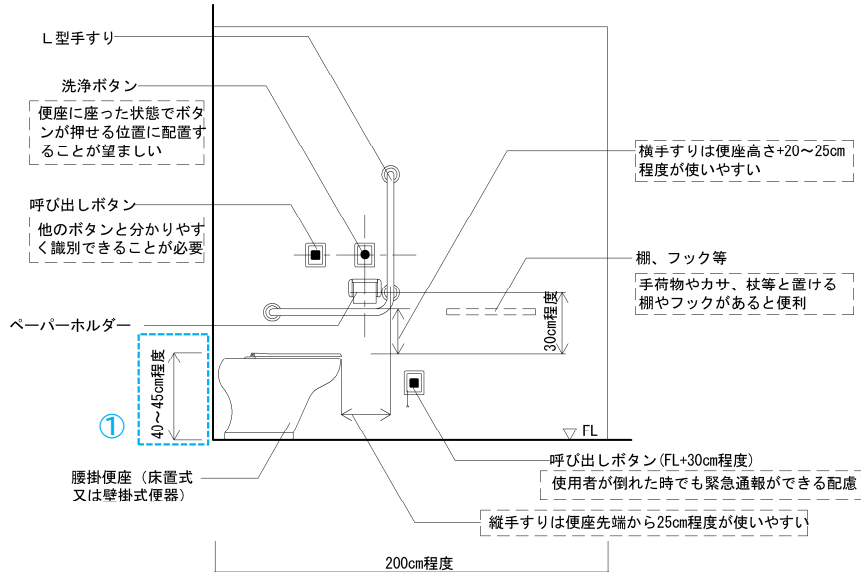
●本体：P2-79抄

- ・車いすですできるだけ接近できるように、床置き便器の前面は、フットレストが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、蓋のない状態で、40～45cm程度とする。②

【モデル例】

●本体：P2-87抄

●車椅子使用者用便房



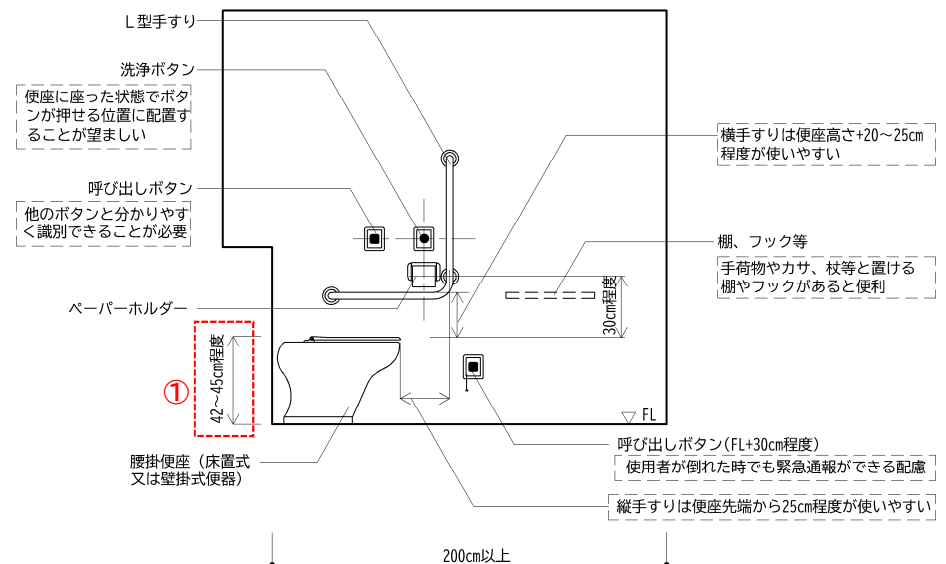
改正

【設計標準：車椅子使用者用便所の便器】

- ・車椅子で接近できるように、床置き便器の前面は、フットレストが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、蓋のない状態で、42～45cm程度とする。②

【モデル例】

●車椅子使用者用便房



※上記青枠破線部分を改正

便所・洗面所に係る改正（たたき台）（10）

- 【主な改正事項】**
- ① 全ての便房に共通して、腰掛便座の横壁面に、紙巻器、ボタンを設ける場合は、JIS S 0026(公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置)に基づく配置とすることを追加（これまでは個別機能・簡易型機能を備えた便房のみ）
 - ② 便器洗浄装置等に表示する操作系ピクトグラムは、(一社)日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとすることが望ましい旨を追加

現行

●本体:P2-76・82抄

【設計標準:個別機能・簡易型機能を備えた便房】 ①

- ペーパーホルダー、ボタン
- ・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。

【設計標準:その他の便房の設計標準】

- ペーパーホルダー、ボタン ●本体:P2-83抄
- ・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とすることが望ましい。①

(記載なし) ②

【モデル例】

- 洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)
- 洗浄ボタンと呼び出しボタンは誤操作がないように20~30cm程度離す

(記載なし) ②

改正

【設計標準:便所・洗面所(共通事項)】 ①

- 紙巻器、ボタン
- ・腰掛便座の横壁面に、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。①

②

・外国人を含めた多様な利用者が安心して使える便所とするため、便器洗浄装置や温水洗浄便座本体等に表示する操作系ピクトグラムは、(一般社団法人)日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとすることが望ましい。

【モデル例】 ②

【モデル例】

- 洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)
- 洗浄ボタンと呼び出しボタンは誤操作がないように20~30cm程度離す

一般社団法人 日本レストルーム工業会「標準ピクトグラム」
https://www.sanitary-net.com/trend/pictogram/pictogram_download.html

※上記青枠破線部分を改正

便所・洗面所に係る改正（たたき台）（11）

【主な改正事項】①「個別機能を備えた便房」に適用していた案内表示の設計標準は、「全ての便房」に共通して適用することに変更
 ②訪日外国人にもより分かりやすい案内用図記号とするため、改正されたJIS Z8210(案内用図記号)の内容を反映



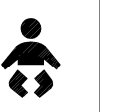





現行

【設計標準：個別機能を備えた便房の設計標準】^① ●本体：P2-77抄

- 案内表示
- ・便所の付近には、便所があることを表示する表示板(標識)を設ける。
 - ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容がJIS Z8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの)とする。
 - ・男女が共用できる位置に設けた便房の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等により、わかりやすく示すことが望ましい。
 - ・便房の戸には、便房の設備内容を、文字や図記号等により、わかりやすく表示することが望ましい。

【モデル例】^②

●便房設備の表示例 ●本体：P2-168抄

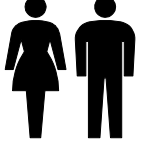

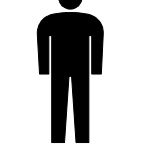







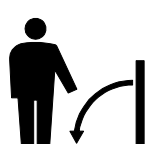

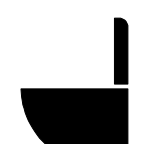


				
障害がある人が使える設備	オストメイト	乳幼児		
				
お手洗 Toilets	男子 Men	女子 Women	オストメイトに配慮した設備を設けたトイレ	男女共用

改正

【設計標準：便所・洗面所の設計標準(共通事項)】^①

- 案内表示
 ・(同左)

【モデル例】^②

				
男女共用お手洗 All gender toilet	お手洗 Toilets	男性 Men	女性 Women	子どもお手洗 Children's toilet
				
障害のある人が使える設備 Accessible facility	介助用ベッド Care bed	オストメイト用設備／オストメイト Facilities for Ostomy or Ostomate	乳幼児用設備 Nursery	おむつ交換台 Diaper changing table
				
着替え台 Changing board	ベビーチェア Baby chair	洋風便器 Sitting style toilet	温水洗浄便座 Spray seat	和風便器 Squatting style toilet

※上記青枠破線部分を改正

すべての建築物に共通する改正（たたき台）（1）

【主な改正事項】聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示として、手話マーク・筆談マーク(全日本ろうあ連盟)を紹介

現行

【共通する計画・設計のポイント】

●本体:P2-10抄

●人的対応チェックポイント

- ・聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示(耳マーク※
①等)、視覚障害者、聴覚障害者等に対応した情報・コミュニケーション機器や筆記用具は配備されているか

※窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

(記載なし)

●本体:P2-116抄



(記載なし)

改正

【共通する計画・設計のポイント】

●人的対応チェックポイント

- ・聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示(耳マーク※1、
手話マーク・筆談マーク※2等)、視覚障害者、聴覚障害者等に対応した情報・コミュニケーション機器や筆記用具は配備されているか

※1 窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

※2 窓口、受付に設置した場合、「手話で対応します」「筆談で対応します」という意味のシンボルマーク。(一般財団法人)全日本ろうあ連盟が策定しており、利用のための申請等は不要。

【モデル例】



※上記青枠破線部分を改正

基本寸法等に係る改正（たたき台）（1）

【主な改正事項】 座位変換型車椅子の持つリクライニング・ティルト機構の解説とそれらを用いた場合の車椅子全長が大きくなることを追加

現 行

●本体:P2-250抄

【(設計標準の参考)基本寸法等:車椅子の寸法】

①手動車椅子

■自走用標準型車椅子の例(JIS T 9201の車椅子寸法図をもとに作成)

■JIS T 9201(手動車椅子)における手動車椅子の寸法(単位:mm)

部位	寸法値 ^{b)}
全長(L ₀)	1200以下
全幅(W ₀)	700以下
フットホールド高(H ₇)	50以上
全高(H ₀) ^{a)}	1200以下

a)ヘッドサポートを外した時
b)リクライニング機構及び/又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

②電動車椅子

■電動車椅子(自操用標準型)の例

(JIS T 9203の自操用標準型車椅子の図をもとに作成)

■JIS T 9203(電動車椅子)における電動車椅子の最大寸法(単位:mm)

区分	最大寸法 ^{a)}
全長(L ₀)	1200
全幅(W ₀)	700
全高(H ₀) ^{a)}	1200

a)リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車椅子は、標準状態の寸法とする。
b)ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーを持つ場合、その高さは1090mmとする。

改 正

【(設計標準の参考)基本寸法等:車椅子の寸法】

①手動車椅子

■自走用標準型車椅子の例(JIS T 9201の車椅子寸法図をもとに作成)

■JIS T 9201(手動車椅子)における手動車椅子の寸法(単位:mm)

部位	寸法値 ^{b)}
全長(L ₀)	1200以下
全幅(W ₀)	700以下
フットホールド高(H ₇)	50以上
全高(H ₀) ^{a)}	1200以下

a)ヘッドサポートを外した時
b)リクライニング機構及び/又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

②電動車椅子

■電動車椅子(自操用標準型)の例

(JIS T 9203の自操用標準型車椅子の図をもとに作成)

■JIS T 9203(電動車椅子)における電動車椅子の最大寸法(単位:mm)

区分	最大寸法 ^{a)}
全長(L ₀)	1200
全幅(W ₀)	700
全高(H ₀) ^{a)}	1200

a)リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車椅子は、標準状態の寸法とする。
b)ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーを持つ場合、その高さは1090mmとする。

現行

【（設計標準の参考）基本寸法等：車椅子の寸法】

●本体：P2-250抄

（記載なし）

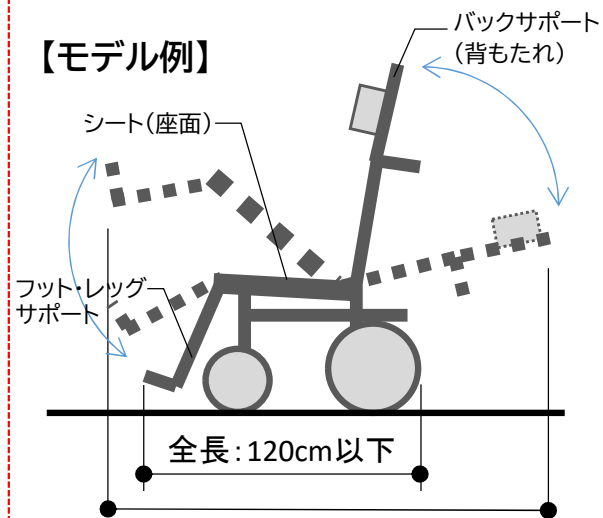
改正

【（設計標準の参考）基本寸法等：車椅子の寸法】

③座位変換型の（電動）車椅子

- ・座位変換型の（電動）車椅子は、リクライニング機構や身体支持部のティルト機構等を有する車椅子で、座位姿勢の保持が困難な方等が楽な姿勢を保持しやすくするために多く使用されている。
- ・リクライニング機構とは、車椅子のバックサポート（背もたれ）やレッグサポート角度が調節できる機構、ティルト機構とは、車椅子のシート（座面）との角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を一体的に調整できる機構である。
- ・これらの機構を用いてバックサポートを後方へ傾斜させ、レッグサポートを挙上する場合の当該車椅子の全長は、JISに示される全長120cmに比べて大きくなる。

【モデル例】



介助用ティルト&リクライニング式の手動車椅子の例

リクライニング機構・ティルト機構
使用時の全長の例：約145～165cm程度
（寸法はあくまで例であり、これより大きなものもある）

エレベーターに関する改正（たたき台）

【主な改正事項】一度に多くの車椅子使用者等が集中する施設の大型エレベーターの設計例を追加

現行

【エレベーターの設計標準】

●本体:P2-179抄

●設置数、配置

・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子使用者が集中することが想定される施設では、稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの設置数、配置、かごの大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさ等に配慮する。

【設計例】

(記載なし)

改正

【エレベーターの設計標準】

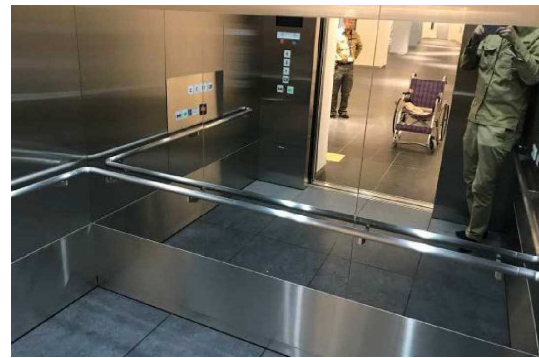
●設置数、配置

・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子使用者等が集中することが想定される施設では、稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの設置数、配置、かごの大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさ等に配慮する。

【設計例】



・一度の多くの車椅子使用者等が乗降できるエレベーターの扉
(扉幅180cm(2枚両側引戸)、かご内の幅210cm)



・かご内(車椅子使用者の視線に合わせてFL+40cm~150cmの範囲でかご正面に鏡を設置)

出典:(独)日本スポーツ振興センター「新国立競技場整備事業におけるユニバーサルデザインワークショップについて」

※上記青枠破線部分を改正

エレベーターに関する改正（たたき台）

- 【主な改正事項】 ①エレベーターのかごの大きさに関するJIS寸法を参考として追加
 ②リクライニング式の車椅子使用者等やストレッチャーの利用が可能な奥行きのあるエレベーターについての設計例を追加

下線は法令上の適合義務基準

現行

【エレベーターの設計標準】

●本体:P2-63抄

●かごの広さ

- ・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。
- ・主要な経路上のエレベーターのかごの幅は、車椅子の転回に支障がない構造とする。
- ・主要な経路上以外のエレベーターでも、かごの奥行きは、135cm以上とすることが望ましい。

①

(なし)

- ・病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮したかご形状とする。

【設計例】

②

(なし)

改正

【エレベーターの設計標準】

●かごの広さ

- ・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。
- ・主要な経路上のエレベーターのかごの幅は、車椅子の転回に支障がない構造とする。
- ・主要な経路上以外のエレベーターでも、かごの奥行きは、135cm以上とすることが望ましい。

①

・JIS A4301に定められたエレベーターのかごの大きさ等(抜粋)

最大定員 (人)	かごの内法寸法		有効出入口 寸法(cm)
	間口(cm)	奥行き(cm)	
9	105	152	80
11	140	135	80
13	160	135	90
15	160	150	90
	180	150	100
17	200	135	110
	180	170	100
20	200	150	110
	200	175	110
24	215	160	

- ・病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮したかご形状とする。

【設計例】

②

(今後、事例調査の上、掲載予定)

- ・リクライニング式の車椅子使用者等や緊急時のストレッチャーの利用が可能な奥行きのあるエレベーター

※上記青枠破線部分を改正